

みやざきの食の魅力発信・販売促進事業に関する業務委託仕様書

1 業務名

みやざきの食の魅力発信・販売促進業務

2 業務目的

生産者・加工者の想いやこだわり等の商品ストーリーを消費者に伝えるなど、本県の食の魅力を経率的かつ効果的に県内外に発信し、息の長いファンづくりを推進するとともに、これらのファンを中心とした販売促進につなげることを通じて、フードビジネスの更なる振興を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 食の魅力発信に係る業務

- ・ 宮崎県の食（1次産品、加工品、料理等を含む様々なもの）の魅力（生産者・加工者等の想いやこだわり）の掘り起こしを実施すること。
- ・ 掘り起こした魅力を多くの人に経率的かつ効果的に県内外へ発信すること。

(2) 食の販売促進に係る業務

- ・ (1)による効果と相まって販売促進が図られる企画を実施すること。販売促進の方法はふるさと納税サイトとの連携やEC（電子商取引）サイトの活用等により効果的に実施すること。

(3) その他、本事業の実施に伴い必要と認められる業務

4 企画・実施上で特に重視する視点

- ・ 食の魅力発信については、消費者の心を掴み、本県の食のファンとなるようなプロモーションを実施すること。
- ・ 食の販売促進については、新型コロナウイルス感染症の影響による消費行動の変化等に対応していること。
- ・ 業務終了後も、事業効果の継続が期待される提案であること。

5 その他

- (1) 受託者は、県に提出した事業計画書等に基づき、適切に業務を実施すること
- (2) 受託者は、事業計画書等を変更する必要がある場合は、県と協議の上、変更の承認を受けること
- (3) 受託者は、業務を企画運営するに当たり、県と十分な調整を行うこと
- (4) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない内容については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。